

第 24 回香川県環境審議会生活環境部会

議 事 録

第24回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日時 令和2年2月6日(木) 10:00～11:10

2 場所 香川県庁本館12階 第5会議室

3 出席者

(出席委員)

- ・新見 治 委員(部会長)
 - ・末永 慶寛 委員
 - ・須那 滋 委員
 - ・常川 真由美 委員
 - ・永島 浩一郎 委員
 - ・三野 八重子 委員
 - ・吉田 英子 委員
- 出席委員 7名

(事務局)

- ・小蓑 環境管理課長
 - ・小原 環境管理課副課長
 - ・佐藤 環境管理課課長補佐
 - ・多田 環境管理課技師
 - ・香西 環境保健研究センター次長
 - ・住友 環境保健研究センター技師
- 事務局 6名

(交流推進部)

- ・桑原 交流推進課長
- ・富田 交流推進課課長補佐
- ・田所 交流推進課主事

(オブザーバー)

- ・岡田 高松市環境指導課長

4 欠席委員

- ・梶 正治 委員

5 議題

- ・審議
 - ①令和2年度水質測定計画(案)
 - ②坂出緩衝緑地費用負担計画
- ・報告
 - ①平成30年度水質測定結果の概況
 - ②詰田川の環境基準の水域類型指定見直しについて
 - ③かがわ「里海」づくり推進事業について

6 配布資料

- ・資料1:「令和2年度水質測定計画(案)」について(諮問・付託)
- ・資料2:「坂出緩衝緑地費用負担計画」について(諮問・付託)
- ・資料3:平成30年度水質測定結果の概況
- ・資料4:平成30年度水質測定結果
- ・資料5:令和2年度水質測定計画(案)の概要
- ・資料6:令和2年度水質測定計画(案)
- ・資料7:坂出緩衝緑地費用負担計画の概要
- ・資料8:詰田川の環境基準の水域類型指定見直しについて
- ・資料9:かがわ「里海」づくり推進事業について(令和元年度の取組み状況)
- ・資料10:香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料11:香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程

7 議事録署名委員

- ・須那 滋 委員
- ・常川 真由美 委員

【議 事】

小原副課長

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。本日の会議開催にあたりましては、記者発表、県ホームページを通じまして県民の皆様にご周知しましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。開会にあたりまして、環境管理課長の小蓑からご挨拶申し上げます。

小蓑課長

おはようございます。香川県環境管理課長の小蓑でございます。

本日は新見部会長をはじめ、皆様方におかれましては、年度末が近く大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃本県の環境保全行政につきましては多大なご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

詳しくは後程ご説明させていただきますけれども、平成 30 年度の水質測定結果では、本県の河川や海域におきまして、カドミウムや鉛といった健康項目につきましては全ての地点で環境基準を達成しておりますが、生活環境項目につきましては有機汚濁の指標でございます河川の BOD の達成率が 77%、海域の COD に至りましては 29%と、全国平均の河川 95%、海域 79%と比べて低い状況でございます。

県といたしましては、工場、事業場の排水対策や、下水道、合併処理浄化槽の整備促進など生活排水対策に取り組んでおり、瀬戸内海環境保全特別措置法にうたわれております、生物多様性や生産性といった視点も取り入れた豊かな海の実現に向け、里海づくり事業や水質総量規制など総合的に施策を進めているところでございます。

今回は知事から令和 2 年度水質測定計画と公害防止事業費事業者負担法に基づく負担計画の変更について、諮問させていただいております。水質測定計画につきましては、水質汚濁防止法に基づき、国、県、市町が来年度に実施しようとする河川や海、地下水などの測定について、必要事項を定めようとするものです。また、公害防止事業費事業者負担法に基づく負担計画の変更につきましては、坂出緩衝緑地の費用負担計画を廃止しようとするものでございます。

また、その他の案件といたしまして、詰田川の類型指定、それと昨年度に引き続きまして、かがわ「里海」づくりもご説明させていただこうと思っております。

委員の皆様のご意見を賜りまして、本県の環境保全に一層努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小原副課長

それでは、会議に移りたいと思います。本日の司会をさせていただきます、環境管理課の小原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、委員のご出席状況は 8 名中 7 名でございます。したがって、香川県環境審議会条例第 7 条第 2 項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。本日配付しております資料は次第にありますとおり、資料 1 から資料 11 となっております。皆様お

揃いでしょうか。

それでは、ここからの進行は、審議会条例第7条第1項及び第5項の規定に基づき、新見部会長にお願いしたいと存じます。

新見部会長、よろしくお願ひいたします。

新見部会長

それでは議事に入らせていただきます。

まず、審議に入ります前に、審議会の運営規定第4条第2項に規定されております、会議録に署名いただく委員の方を指名させていただきます。本日は須那委員さんと常川委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは審議に移りたいと思います。

本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けております事案が2件ございます。最初に、令和2年度水質測定計画についてご審議いただきますが、あらかじめ、香川県の水質状況につきましてご理解いただく方が、審議がスムーズに進むと思われまますので、平成30年度の水質測定結果の概況について、資料3に基づいて報告していただきたいと思ひます。事務局、よろしくお願ひいたします。

佐藤課長補佐

(資料3及び4に基づき「平成30年度水質測定結果の概況」について説明)

新見部会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願ひしたいと思います。

永島委員

海域のCODは増えているけれども、全窒素・全燐は基準を達成している。富栄養化の指標として昔からCODを用いてきて、栄養分は増えていないのにCODは増えている。CODと窒素・燐は連動するものではないという考えの方が正しいのでしょうか。

佐藤課長補佐

今の香川県水域の推移だけを見ると、連動していません。植物プランクトンが汚濁のメインになっているとすれば、基本的なC分とN、P分には比較的直線性があると考えられますが、実際はそのような形になっておりません。栄養塩が高くなって赤潮が発生する、当初はそういったことを意識して対応し、栄養塩の増加というのは今の時点で抑えられております。それに伴って、CODが落ちてくれれば良いのですが、実際には落ちていません。

永島委員

先ほどの平成30年度結果の説明の中でCODが増える要因としていろいろ言われたことがあるので、連動していないという考えでしょうか。

佐藤課長補佐

説明の中で申し上げました、内部生産とか、底泥からの溶出というのは一般的によく言われている原因になります。陸域からの影響を落とすという部分に関しては、人間の影響をコントロールするという意味で行政のコントロールが

ある程度効いている部分になると思うのですが、そこが維持されながらも、なかなか COD が下がってこない。このことについては、国の方でも検討していると聞いていますが、もしかしたら違うアプローチが必要になるのではないかと考えております。

末永委員

今の話に関連してなのですが、一昨日も県の別の課と、とにかく香川県域の海域の底質を徹底的に調べようということで、泥の採取・分析を続けているところですが、特に窪地等の深いところは、潜ってみると、一見、砂が堆積しているようで、実は砂の層が薄いところがあって、その下はもうヘドロ化していることがあります。結構、陸域からの負荷を減らしているのに、COD が全然達成できていないというのは、先ほどのお話にもあったように内部生産や底泥からの溶出が、特に夏場起きているのではないかと。

貧酸素の環境に置かれた窪地とか、特に急に深まっているところは結構多いのです。今まで海砂の件もありましたけれど、私がこの香川県に来た当初の海図と、今の新しい海図で全く海底の地形が変わっていますよね。

このため、そういったところも含めて、やはり泥の調査を徹底してやらないと、この原因究明等には繋がらないかなというふうに感じているところです。

佐藤課長補佐

委員がおっしゃっているように、香川県海域は陸地に挟まれているので、基本的には深い海域ではないのですが、やはり貧酸素というのは一部の地域で非常に問題になっていて、燧灘の方でも出ております。夏場は鉛直混合が進まないような状況で、そこをうまく改善する仕組みができておりません。

末永委員

今日の添付資料を見ると、海域の調査地点って伊吹の沖とか引田の沖とかの、結構な沖ですよ。

ここで COD が達成できないというのは、陸域からというよりも、やはり海底からとか、海そのものからの負荷ではないかなという印象をもつ調査地点ですね。

佐藤課長補佐

おっしゃっているとおり、河口部であれば、まだ人間の影響、川の影響と言えると思います。香川県域でも、なかなか状況がうまくいかないのが沖の部分ですね。ですから、窪地も含めて底層の貧酸素にどう対応するのか。

末永委員

特に夏場の調査ですよ。

佐藤課長補佐

今後考えていかないといけないことだと思っています。

末永委員

ちなみに、一昨日は冬場の時期ですから、すごく綺麗ですし、底生生物もナメクジウオも確認されましたので、非常に良い砂が表層にあるという状況でした。

須那委員

採水地点は瀬戸内海でも海流や入れ替わりが速いところかなと思います。船

の方向によっても変わるとは思いますが、そういったものの影響はありませんか。

佐藤課長補佐

香川県水域は島が多く、水域面積の割に島の北側と南側で状態が違つかもしれないということで、全体的に調査地点は、多めに設定しています。潮流の影響も含めた評価というのは、面的に水域ごとで見ているのですが、実際は水域ごとに 10 数地点のデータがあります。その辺りをもう少し突っ込んで精査していけば、委員がおっしゃったような海域の流れの知見が得られると思うのですが、まだそこまで精査できていません。

須那委員

水が停滞しているような場所とか、そういうところですか。

佐藤課長補佐

基本的には、やはり湾等を、意識しながら設定していると思います。

須那委員

ちょっとわからないと思うのですが、実際の流れはどうなのでしょう。

小菘課長

実際の採水地点は本線航路などを外しております。大型船が通るようなところはおそれないと思います。小型船とか、島しょ部へ行く航路とか、それぐらいのところだと思います。

須那委員

この場所は測定していると毎年高い値を示す場所であるとか、そういう傾向はあるわけですか。

佐藤課長補佐

毎年そんなに傾向が変わるようなことはないのですが、高めのところは高めに出ます。先ほど末永委員もおっしゃっていましたが、沖の部分というのは本来、陸地の影響を受けないという観点で言えば、あまり上下動してはいけなような部分で、悪い意味で高い値で維持しているような状況にあります。COD が高い根源が、人間の過去の生活の汚れが底泥に溜まっているということであれば、やはりそれは人為的な影響があるということになります。

本来は、そこに何らかのアプローチを入れていかなければならないのですが、末永委員もおっしゃるように、底泥等をしっかりチェックして、どういう状況なのかを明らかにすることを始めていかなければならないと思っています。

末永委員

海域の達成基準となると、7つのうちの2か3ですよね。となると、達成率が43%と29%となって、幅がかなり出てしまって、一つ増えただけですごく達成率が上がってしまうのですよね。だから見た目29%と見たらすごく低いような感じがしますが、指標が7つなので何とも言いづらいですね。

佐藤課長補佐

実際のところは、水域ごとの面積が違って、どうしても港内がB類型になっているところがあるので、A類型の部分は実は面積的にいうとずっと広い面積を占めて、全体でいうと悪くなってしまう。○×表でいうと29%が悪いという観点もあるのですが、どうしてもこの43%と29%が10ぐらい変わっている、すごく変わっているイメージがあるのですが、実は委員

がおっしゃったように、1個しか変わっていません。

末永委員

ちなみにこのA類型のXについて、どれぐらい基準から差があるかってわかりますか。2mg/Lに対してですよ。

佐藤課長補佐

平成30年度の水質測定結果の50ページあたりに掲載しております。環境基準評価そのものは厳しめにとるため75%値、大体4分の3ぐらいの高いところの数字を見るのですが、ここには年平均値ということで全体を見ているような状況になります。A類型では、詰田川尻は河口部の特殊な状況です。東讃備讃あたりは基準を若干超えています。ただ、値は下がってきている傾向ではないので、若干超えていると言いながらも、やはり考えていかないと、これを放置しているとまた上がっていくと思います。

末永委員

ありがとうございます。

新見部会長

ちょっとだけ教えて欲しいのですが、私自身は海のことではなく湖のことをやっているとき、循環の話で鉛直構造というのがすごく話題になります。そうした時に、ここで測られているのは表層ですが、縦軸のCODの分布とか、そういうのがあるのかどうか。それから他の資料として、定期的に測ったもの、研究面ではおそらくあると思います。

大阪湾の汚染のお話も随分聞いているのですけれども、閉鎖性海域で、大きな循環がないところだと。ただ、瀬戸内海、閉鎖性海域と言いながら、潮流はあるわけですね。また、川から大量に入っていくわけで、イメージが表層に乗ってきてくるのではなくて、下の方に入って、先ほどからおっしゃっている底泥として溜まってきたものがありますね。これが決められた時期の研究と今の研究のレベルとは全然違ってくると思いますので、是非とも先生方のご意見を聞かれていって、どういったふうに解釈していったらいいのか、何をやればいいのか。

ただ、見かけ上こうなってしまったという要因がいろいろあるのだけれども、多分、一般の人にはわからないですよ。

だからその辺り、何か、「本来的だったらこうだった。」「こうなると期待されるのだけれども、こうだった。」ということを教示いただくようなことをしていただけたらありがたい。

今この時点で少しご紹介していただけることがあればお願いしたいです。

佐藤課長補佐

今、部会長がおっしゃった底層部分というのは、水質測定結果の中での調査が燧灘を除いてなかなかできていなくて、実際はCODの確認をする時には表層と、中層とって表面から2mのデータを取っている状況になります。

ですから、冬場は、上下の混合がある程度ありますので、そんなに、上と下で大きな差は出ないのですが、夏場について完全に適正な評価ができていないかということを見ると、調査に多少の問題があります。今、環境省が瀬戸内海を順番に検討しているのですが、底層のDOを調査していこうという話になっ

ています。具体的な環境基準の中には既に入っておりますので、それを瀬戸内海、例えば備讃瀬戸とか燧灘などに幾つの数字を当てはめるのかが決まったら、また改めて、整理をしていかなければならないと思います。ただ、底生生物が多いあたりは溶存酸素量が必要になってきますが、あまりに深すぎて何も生息していないようなところに基準を当てはめて、行政として力を入れてやっていくという話にもなかなかならないため、国の設定状況も確認しながら今後の調査にはつなげていきたいと思っております。

ただ、部会長がおっしゃっているように夏場の底層の部分を鉛直混合がないときにどうするかということについては、まずは調査段階から始めて、今後の展開というのは考えていかなければならない内容だと思っております。

末永委員

特に深いところは重要だと思いますよ。掘った後のところ、深いところですね。

最後に一つお願いします。50 ページの、例えば東讃海域の A 類型で、平成 26 年度が基準値を下回っていると思うのですが、結果の表では×になっているのですよ。この見方ってどうしたらいいのですか。

佐藤課長補佐

50 ページのデータは、平均値を使っていて、○×の評価の中では 75% 値とって少し高めの数字を使います。

末永委員

厳しめになっているのですね。わかりました。ありがとうございました。

新見部会長

特にごさいませんようでしたら、この報告については、以上で終わりたいと思います。

それで、知事から諮問を受けております、令和 2 年度の水質測定計画（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

佐藤課長補佐

（資料 5 及び 6 に基づき「令和 2 年度水質測定計画（案）」について説明）

新見部会長

ただいま令和 2 年度水質測定計画（案）についてご説明いただきましたけれども、ご意見・ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

例年と特に変わりはないようですので、特にご意見等ごさいませんようでしたら、この審議内容に関して、本部会として諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、本日の 2 番目の審議事項であります、坂出緩衝緑地費用負担計画について、施行者であります香川県交流推進部交流推進課からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

富田課長補佐

(資料7に基づき「坂出緩衝緑地費用負担計画」について説明)

新見部会長

ありがとうございました。

ただいま交流推進課の方から、坂出緩衝緑地費用負担計画についてご説明いただきました。この件につきましてご意見・ご質問がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

吉田委員

坂出に住んでいますけど、この緑地帯には木が倍ぐらい生い茂って、管理する方がすごく費用がかかると思ひます。公害を遮断するつもりで造ったところですが、木がすごく成長して、今はもうみんな怖いから行きたくないと言ひて、犬の散歩で歩くといひても坂出市民の人はあまり利用していません。生い茂って森みたいになっています。

富田課長補佐

今の管理者になって以降、下の方の枝はある程度見通しが良くなったといひことで、地元の自治会さんにお聞きすると、昔よりは向こうも見渡せて良いと言ひていただけています。

吉田委員

商売関係の人なんかは、スーパーなどがありますけれど、緑地帯が原因で敷地の拡張などができないといひ意見もあるし、あれがあることによつて、美観をきれいにする意味もあるかと思ひます。

桑原課長

緩衝緑地の役割も変わってきました。浜街道の交通量も増えてきて、住宅の人からすると排気ガス等の遮断といひ意味合いにも変わってきています。

吉田委員

ペットボトルのポイ捨てなどを地元の自治会が掃除しているのも見ます。

三野委員

私も坂出市民なのですが、全くもつて吉田委員の言われることがよくわかります。事業負担をなくすといひのは、その意味合いにおいて終了してもいいのかなと思ひうのですが、引き続き同じような方向性で公費を使うといひことは、私は反対です。非常に今の使い方はもつたいないです。皆さんわかると思ひますが。

私は大阪に住んでいたのですが、香川県に来て、高速から降りて、言つたら何ですけど田舎であんな緑地帯はいらないです。もつたいない。あそこは高速の乗り口と降り口があつて、どんどん開けていかなくてはいけないのに、あの緑地帯があるがために、坂出は通行するだけの道路になつてしまつて、そこに人がとどまらない、といひことになっています。私はあの緑地帯に、元々そんな意味があつたなんて知らなかつたので、もつたいないなど思ひっていたのですが、できた経緯が、今、わかりました。それも、その公害といひのが少なくなつてきて、必要ないとなつているのであれば、一気に方向転換をして新しく変えた方が絶対に坂出のためにもいいし、こつういふことに使わないでほしいです。

桑原課長

都市公園という意味合いがあるので、都市公園の面積を減らしたら、その分の緑を持ってこないといけないことや、工場立地法の制限で、新しく工場を建てたら緑地を一定持ちなさい、取り込みなさいということがあります。緑地を取り込むときは、完全に私どもだけが負担するのではなくて、一定の負担をお願いしています。そういった工場を増設するようなところも実際にありました。それはこの公害防止の立て付けではなくて工場立地という立て付けの中でありますので、緑地帯を廃止してしまうとどうするのか、というところがあって、工場誘致に支障があってもいけませんので。おっしゃられることはわかりますけれども。

三野委員

坂出のこれからのために、香川県のこれからのためにあそこはどうしていくのが本当にいいのか、ということをしっかり考えた上でお金を使って欲しいと私は思います。一市民、一県民として、ここで話を挙げていただいて良かったです。

新見部会長

坂出市民はそういったお考えなのですね。私は全くそういう意見が出るとは思わなかったです。

須那委員

工場のそういった排気ガス、大気汚染防止法で、そういう賦課金をこの緑地に充てているということなのですが、ここには同じく高速道路もあるし、浜街道も通っています。交通量が激しいところですから、同じ大気汚染防止法では、自動車の賦課金というか、費用をこちらに充てるということではできないのですか。それで、企業さんの方はちょっと負担を減らせるとか、そういうことはできないのでしょうか。

桑原課長

税体系とか、そういう形での新たな負担となりますと、私どもの方でなかなかお返事はできません。法定外の普通税という形になりますと、我々は交付税で賄われている団体ですから、交付税で減らされたりすると、結局一般財源としては増えないというところがあります。法定外の目的税であれば可能でしょうけれど、財源のところは、少し課題がございます。申し訳ございません。

常川委員

さっきの指定管理の方の話も聞いたことがあるのですが、これまでの機能を果たしたのであれば、今後は一度仕切り直しということで、例えば市民参加で、活用に関する検討会や意見交換会みたいなものを開いて、その方向性について諮る機会を設けることができたらいいのではないかなと思います。

新見部会長

私は坂出の自然を大事にしようという考えです。長い目で坂出を考えていくと、あの緑地帯がないと単なるどこにでもある工場地帯になってしまう。人間だけが住んでいるわけではないので、この自然の中にどうやってみんなが生きていくか考えるときに、動物の居場所をみんな奪ってきているわけですよ。そういう面で考えていくと、こういったものが持っているいろんなことをどう

生かしていくかということを議論していただきたいと思っています。

私自身は昭和の遺産として、公害などに対して、事前に考えながらやっていく坂出の人の知恵だと思っています。設置から 40 年経ってこんなに立派になったとか、これをしなかったらどうなっていたのだろうかとか、そんなことを考えながら、これからのこと、危険であったら困りますので、暮らすためにあるので、そのあたりを議論していただきたい。ちょうどおっしゃったように、これは県のものですから、ぜひとも住民の方々の意見を聞きながら、様々な意見の中で、議論していただきたいと思います。

末永委員

番の州公園の海辺の広場のところで、護岸が古いままのような写真を見ましたが、この緑地の計画の中に防災林としての目的も兼ねられて計画されているのではないですか。

富田課長補佐

風などは避ける、来ないということは聞いたことがあるのですが、計画段階でどこまで計画していたのかというのはわかりません。

末永委員

これはもったいない。確実に防災林になりますよね。これだけ木が生えていて、その護岸がこのような古いもので、特に湾の奥は津波が高くなるので。だからそういう意味では、他の場所は別にしても、少なくともこの護岸のエリアというのは、完全な防災林として役に立つのではないかなという印象を受けます。

新見部会長

いずれにしろ、こういう公園の多目的な利用のあり方っていうのですかね。当初は単純な大気汚染防止の役割として考えられていたものが、時代と共にどう変わっていくのかということ、市民を巻き込んでやっていただけると良いですね。

小蓑課長

参考までなのですが、環境省が主催しております、みどり香るまちづくり企画コンテストに、この番の州公園の指定管理者が昨年度、応募いたしました、コンテストに入賞し、昨年秋にはこの企画に関連したイベントが開かれたと聞いております。そういった管理者の方でいろいろなコンセプトを考えて、市民が集まれるような場所づくりというのを検討されております。

それは番の州公園のあたりだけであって、B 地区、C 地区はまだまだ思うのですけれども、徐々にそういった感じで様変わりしてくれたらいいのかなと思っております。参考までに、ご報告いたします。

三野委員

すみません、自分を守るために言わせてください。全てを否定しているわけではなく、番の州公園は良いと思います。ただ、B 地区、C 地区に関してお考えいただけたらと思います。

永島委員

いろいろな意見が出て、今後の需要や有効な活用について市民の声を聞いていただくというのは非常に重要なことだと思うのですけれど、今回、事業者負

担が減らされることになって、ここの維持管理が今までどおりできるようになるのでしょうか。

富田課長補佐

県と坂出市がやっています。

永島委員

その分県の負担は増えるということでしょうか。

桑原課長

県も市も増えます。

新見部会長

よろしいでしょうか。

非常に審議事項にふさわしい盛り上がりでした。委員全員が発言したというのはとても大事なことだと思います。おそらく、坂出に限らず、埋もれた緑の場所というのは県内にたくさんあると思います。その雛形としてこのような議論をしていって、ぜひともトップランナーとしての役割を坂出には果たしていただきたいと考えております。また坂出の地でご議論いただけたらと思います。

ではこの審議内容に関して本会として諮問の通りで差し支えないでしょうか。

(異議なし)

ではよろしく願いいたします。

審議会運営規定の第6条2項におきましては、部会の審議結果を会長に報告することになっております。第7条1項では部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる、となっております。会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議としてさせていただきたいと思っております。

その他に、今日の会議に関連した報告事項等についてお願いしたいと思っております。

佐藤課長補佐

私の方から、一つ報告させていただきます。

(資料8に基づき「詰田川環境基準の水域類型指定の見直し」について説明)

新見部会長

ただいまの、詰田川の環境基準の指定の見直しに関してご説明ございましたけれども、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは今のご説明で、類型の見直しは見送って、3年間の監視を行うということではよろしいでしょうか。

最悪のところでも議論していただくというのは、逆にいうといいのではないかなと思います。平均値、75%値でクリアしているからいいじゃないか、ではなくて最悪値で安全を見込みながらやっていくということは、あるべき姿を模索していく、質の問題が議論されていくことのきっかけになると思います。

ではその次のご報告をお願いしたいと思います。

小菘課長

瀬戸内海環境保全特別措置法の中にも、豊かな海という文言が出てきます。そこで、香川県の豊かな海を実現するためにかがわ里海づくり事業というものを行っています。昨年度も事業内容についてお話したのですが、その後の経過につきまして、改めてご説明させていただきます。

(資料 9 に基づき「かがわ「里海」づくり推進事業」について説明)

新見部会長

ありがとうございました。

ご報告含めて全体的に、部会においてご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

永島委員

香川県の環境部局の方が里海づくりという形で、全国的に初めて手を挙げられたと思います。特に評価すべきは海ごみ対策について取り組んできたことで、国も取り上げて国の事業になっていくということは、本当に素晴らしいことをやっていたかと思っています。

ただ、平成 27 年に瀬戸法が改正されて、その時に湾灘ごとの協議ということが言われております。栄養塩類の適切な管理を、湾灘ごとにどう行っていくかという話がある中で、香川県は里海推進協議会という形で、豊かな海を目指すという話は聞いております。しかし、個別の湾というところで、漁業者の方も今後水産業を続けていけるのかという心配もある中で、どのような対応を考えておられるのか、ということをお聞きしたいです。

小菘課長

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴いまして、湾灘協議会というものの設置に関する条文が追加されております。そこで豊かな海づくりを検討していくというような形でございます。

具体的にどういった方策をとった方がいいのかというのは、国の方でまだまだ検討が不十分だということで、5 年間かけて検討していくというような形でございますけれども、今年度、ほぼ特徴が取りまとまるかと思っています。末永委員も審議にご参加していただいております中央環境審議会の瀬戸内海環境保全小委員会というものがございまして、そちらの方でも検討が進んでおります。そして、これは正式な発表を聞いているわけではないのですが、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正された当時から、湾灘協議会のあり方をどのような形態にするかというのを、国がしっかりと県に伝えていないのか、国もわかっていなかったところもあるかもしれませんけれども、そういったものも、おそらくこの 5 年間の検討の中で、何らかの報告、発表があるのではないかと考えております。香川県といたしましてはすべての海域でよく似た海域が多いという前提のもとで、先ほどおっしゃった協議会を湾灘協議会に変えたということでございますけれども、国の今回の検討結果も踏まえてどうあるべきか、というのを検討していく必要があるのかなと考えております。

他県ではまだ湾灘協議会を作っていないところもございまして、広島県は東、

中央、西と三つに分けているという事例もありますので、いろいろあり方がございます。ただ、私の今の考え方といたしまして、一つ一つの、例えば内海湾とか志度湾とかそういった感覚では今のところないと思っております。例えば湾といったら大阪湾のような感じかなと。灘というと湊灘とか備讃瀬戸といった海域なのかなというのは今感じておるところでございます。私からの説明は以上でございます。

永島委員

国からどうしろという話もない中で、こういう議論がなされていますが、課長さんが今言われたように、今年が五年目になって何らかのことが示されると思いますが、ただ、今後進めるにあたってはやはり、地域ごとの意見を聞きながら、できるだけそれぞれの事業が継続できるような方向で進めていただけたらなというふうに思いますのでどうかよろしく申し上げます。

新見部会長

他にございますでしょうか。

常川委員

3月7日のシンポジウムで、山陽女子中高の地歴部さんに出ていただけということで、ぜひ香川の中学校や高校の先生、学校の方にも来てもらって、香川県内の大学との連携は今回できたと思うのですけれども、地元で生まれ育った中高生がもっと主体的に関われるようなところに、この機会を活用していただきけたらいいなと思っています。

小蓑課長

山陽女子中学校・高等学校は、実は岡山県の大きな高梁川とかそういった川から出てくる海ごみが櫃石島や丸亀の手島なんかに流れ着くというのも研究、発表テーマにしております。おそらく、香川県の高校生や中学生にとっても刺激になるのではないかと思いますので、学校には声をかけて参りたいと考えております。

新見部会長

他にございませんか。

審議事項以外にもご意見いただき、ありがとうございました。

これをもちまして本日の環境審議会、生活環境部会の審議を終了させていただきます。活発にご討議に参加いただきましてどうもありがとうございました。

小原副課長

新見部会長様をはじめ、委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後とも、なお一層のご支援、ご指導をお願いいたします。

これをもちまして、環境審議会生活環境部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。